農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

弟子屈町

**１ 促進計画の区域**

別紙地図に記載のとおりとする。

**２ 促進計画の目標**

１．川湯地区（Ａ－１）

（１）現況

　本地区の地形は概ね平坦で気候も良く、町内では農業条件には恵まれた区域であり、大部分が耕地化されている。畑作を中心に酪農も混在する地域で１戸当たりの経営規模は大きい。土壌において近年は改良が進んでいるものの礫を含む火山灰土で覆われている。区域内には川湯温泉街があり観光面からも景観等の配慮が必要。又阿寒国立公園内でもある。

（２）目標

（１）を踏まえて、本地域では鹿柵の維持補修等農地維持に関する取組や観光・環境の面からも景観等配慮した法第３条第３項第１号の取り組みを行う。また中山間部の不利を解消すべく法第３条第３項第２号に掲げる事業を推進することとし多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２．屈斜路地区（Ａ－２）

（１）現況

本地区は屈斜路湖と国有林に狭まった細長い地形で、一部は緩傾斜をなしている。畑作と酪農が混在しており１戸当たりの経営規模は町内で中規模である。屈斜路湖に流入する河川も多く抱えており環境面での配慮が必要な地区でもある。阿寒国立公園の区域内でもある。

（２）目標

（１）を踏まえて、本地域では鹿柵の維持補修等農地維持に関する取組や環境面に配慮した法第３条第３項第１号の取り組みを行う。また中山間部の不利を解消すべく法第３条第３項第２号に掲げる事業を推進することとし多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３．美留和・札友内・原野・仁多地区（Ａ－３～５）

（１）現況

　美留和地区（Ａ－３）は平坦地と一部傾斜地からなっている。全体的に湿地が多く、既存農地についても有効利用のために現在土地改良等が進められている地域。酪農を中心に一部畑作を含んでいるが土壌条件が悪い。

札友内地区（Ａ－４）は釧路川と国有林に狭まった細長い地形で、原野・仁多地区（Ａ－５）は概ね平坦で大部分が耕地化されている。それぞれ１戸当たりの経営規模は中～大規模である。弟子屈市街に隣接しており宅地化が進んでいる地区。構成は主に酪農を中心とした地区。

（２）目標

（１）を踏まえて、本地域では土地改良事業により整備された施設や鹿柵等の維持等を考慮した法第３条第３項第１号の取り組みを行う。また草地の更新等を中心とした法第３条第３項第２号に掲げる事業を推進することとし多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

４．奥春別・最栄利別・御卒別地区（Ａ－６～８）

（１）現況

　奥春別地区（Ａ－６）における地形は国有林隣接区域に傾斜地が多いが、大部分は耕地化されている。酪農を中心に経営規模は大小様々。

最栄利別地区・御卒別地区（Ａ－７・８）の地形は奥春別地区と同様に国有林隣接区域に傾斜地が多く、特に南部は複雑な地形で平坦地はごく一部に限られ、農用地として利用されているところは一部急傾斜地もある。

（２）目標

（１）を踏まえて、本地域では草地の更新等を中心とした法第３条第３項第２号の取り組みを行う。また農地の維持を中心として鹿柵等の維持等を考慮した法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進することとし多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

５．南弟子屈・南部地区（Ａ－９・１１）

（１）現況

　南弟子屈地区（Ａ－９）は釧路川両岸沿い及び国有林、大規模民有林と隣接した複雑な地形で、全般的に傾斜地となっておりほとんどが酪農利用であるが一部畑に利用されている。

　南部地区（Ａ－１１）については全区域が他区域の農家の小作地として利用されており全体的に傾斜地となっている。

（２）目標

（１）を踏まえて、本地域では草地の更新等を中心とした法第３条第３項第２号の取り組みを行う。また農地の維持を中心として法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進することとし多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

６．公共牧場地区（Ａ－１０）

（１）現況

　本地区は町営牧野全域で、町内酪農の預託事業を行っている。土地は全体的に急傾斜地であり、放牧専用地として利用されている。

一部は山林の伐採が多く行われたため、現在は植林して土砂流出に備えて保安林の設定をし、生活環境保全林として整備している。

（２）目標

（１）を踏まえて、本地域では隔障物等の維持補修を中心とした法第３条第３項第１号の取組を行う。また牧場内の環境整備等について法第３条第３項第２号に掲げる事業を推進することとし多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**３ 法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業**

**に関する事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
| ① | 川湯地区（Ａ－１） | 法第３条第３項第１項に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業 |
| ② | 屈斜路地区（Ａ－２） | 法第３条第３項第１項に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業 |
| ③ | 美留和・札友内・原野・仁多地区  （Ａ－３～５） | 法第３条第３項第１項に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業 |
| ④ | 奥春別・最栄利別・御卒別地区  （Ａ－６～８） | 法第３条第３項第１項に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業 |
| ⑤ | 南弟子屈・南部地区  （Ａ－９・１１） | 法第３条第３項第１項に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業 |
| ⑥ | 公営牧場地区  （Ａ－１０） | 法第３条第３項第１項に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業 |

**４ 法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施**

**を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**５ その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第３条第３項第２号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

１　対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１ｈａ以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ｈａ未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ｈａ以上であるときは対象とする。

ア　対象地域

弟子屈町全域

イ　対象農用地

積算気温が著しく低く、かつ草地比率70％以上の地域の草地

２　集落協定の共通事項

特になし。

３　対象者

対象者は、集落協定に基づき、５年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

４　その他必要な事項

　特になし。